

一般職員における再雇用制度に係る基準に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「大学」という）と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者 服部博文 は国立大学法人名古屋工業大学再雇用職員就業規則第3条2項の規定に基づき、大学における一般職員の再雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 大学は次の各号に掲げる基準に該当する者を、定年後も常時勤務を要する再雇用職員として雇用することができる。

なお、勤務期間には、国家公務員、他の国立大学法人職員、独立行政法人職員等として勤務した期間も含まれるものとする。

- （1）引き続き勤務することを希望し、業務に精勤する意欲がある者
- （2）国立大学法人名古屋工業大学安全衛生管理規程第18条に基づき実施される健康診断を受診し、その結果、就業に支障がないと産業医が認める者
- （3）勤務実績、勤務態度が良好な者
 - ①退職前5年間において、無断欠勤がない者
 - ②退職前5年間において、心身の故障のための休職期間（業務上及び通勤途上の傷害によるものを除く）が、通算1年以下である者
 - ③5年以上勤務し、定年退職した者
- （4）本学が提示した職務内容及び配置転換等に応じられる者
- （5）定年退職後、または再雇用期間満了後直ちに業務に従事できる者

（職務内容等）

第2条 職務内容及び配置転換等に関して、大学は該当者と事前に十分協議するものとする。

（有効期間）

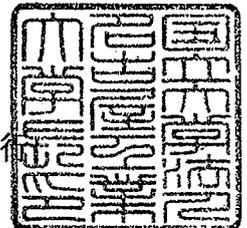
第3条 本協定の有効期間は、平成21年5月7日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、労使いずれからも申出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

2 前項にかかわらず、本協定に疑義が生じた場合には、労使双方が協議することとし、協議が調わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより本協定を解除できるものとする。

平成21年5月7日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井信



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者

服部博文

